

健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書

高田工業所健康保険組合（以下「組合」）と株式会社高田工業所（以下「事業所」）は「組合」が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導及び保健事業の一環で実施する人間ドック事業と「事業所」が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診査、健康指導の共同推進を目的に以下の通り、覚書を取り交わすこととする。

1. 目的

被保険者の中長期的な生活習慣病予防のため、健診事後フォロー並びに受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

2. 共同推進

上記目的を達成する為、「組合」及び「事業所」は共同で実施する事項について以下の通り定め、別紙の通り各々の事業を推進する。

- (1) 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後フォロー
- (2) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

3. 留意事項

利用目的を生活習慣病予防のための健診事後フォロー並びに受診勧奨等の健康管理（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む）に限定し、「組合」及び「事業所」は各々実施する健康診査の結果を互いに提供することとする。また、その際の取扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規定に基づき十分に注意するとともに、被保険者への周知を徹底する。なお、提供方法、提供時期等、本覚書に定めのない事項については、双方協議の上、別途定める。

4. 費用負担

「組合」及び「事業所」は、各々実施する事業にかかる費用を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。

5. その他

「組合」及び「事業所」は、本覚書を証とするため、2通作成し双方記名捺印の上、各1通を所持する。

本覚書は平成29年11月1日より有効とする。

平成29年11月1日

高田工業所健康保険組合

理事長 牟田 郁二 

株式会社高田工業所

代表取締役 高田寿一郎 

29 年 11 月 1 日締結

健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる確認書

高田工業所健康保険組合（以下「組合」）と株式会社高田工業所（以下「事業所」）は両者間で平成 29 年 11 月 1 日付で締結した「覚書」に基づき、互いに提供される健康診断の結果が秘匿性の高い個人情報であることに鑑み、その提供方法、管理方法等について以下のとおり、合意、確認する。

1. 提供の時期及び方法

「事業所」は媒体の特性をふまえた紛失、損傷及び個人情報漏えいへの防止策を講じ、取得後速やかに CD・DVD・USB にて「組合」へ提供するものとする。

2. 管理方法及び廃棄処分

「事業所」は、「組合」から提供を受けた情報について秘匿性の高い個人情報であることを認識し、施錠可能なキャビネット等で他の情報と区分の上、厳重に保管する。電子データにて管理する場合は、関係者以外のアクセスを不可とする等の措置を講じ、データが不要となった場合は速やかに個人情報漏えいへの防止策を講じたうえで廃棄処分する。「組合」は、「事業所」から提供を受けた情報について秘匿性の高い個人情報であることを認識し、組合の定める個人情報保護管理規定に基づき、データの管理、または廃棄処分する。

3. その他

「組合」及び「事業所」は、本確認書に記載の事項を、双方の役職員に遵守させ、当該役職員の退任、退職後についても個人情報の秘密保持義務を遵守させる。

「組合」及び「事業所」は、本確認書を証とする為、本確認書 2 通を作成し、双方記名捺印の上、各 1 通を所持する。

なお、本確認書に定めのない事項、及びその他疑義が生じた際はその都度、双方協議の上、定める。

本確認書は平成 29 年 11 月 1 日より有効とする。

平成 29 年 11 月 1 日

高田工業所健康保険組合

理事長 牟田郁二 



株式会社 高田工業所

代表取締役 高田寿一郎 

